

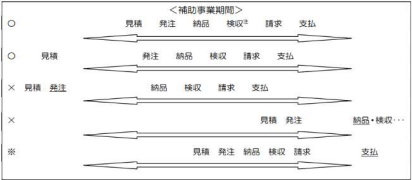
令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
1.補助対象事業						
01-01	2025.4.21	公募説明会	既存サービス	既存サービスの追加開発部分も補助対象事業となるのか。	既存サービスの機能拡充（追加開発）に関する内容が、本事業趣旨に記載されている内容に整合していれば、対象事業になり得ます。	2025.4.24
2.補助対象事業者						
02-01	2025.4.21	公募説明会	申請者単位	補助対象事業者について、学校法人の場合は法人全体で考える必要があるか。 例：〇〇大学において、複数の研究室がそれぞれチームを構成して申請する場合、公募要領(2)交付申請①(p.17)の規定に抵触するか。 また、学校法人に限らず同一事業者から、複数の異なる事業で申請することは可能か。可能な場合、複数の事業が採択されることはありえるか。	補助事業者は、法人全体ではなく申請者単位となります。 同一法人等から複数案件を申請される場合、各々が別事業と判断できれば申請でき、また審査の結果、複数採択されることもあります。 ただし、個データ活用支援事業と統計データ活用支援事業を両方申請する場合は、それぞれ1事業ずつに分けて申請してください。 なお、同一法人が複数事業に関与する場合は、重複する費用の計上にご注意ください。 他事業の補助対象経費と重複していないことを示すエビデンスや合理的な配分の説明ができる場合のみ補助対象になります。データ利用料についても、費用の重複がないようにご注意ください。	2025.4.24
02-02	2025.4.21	公募説明会	共同事業体 (コンソーシアム)	同一事業者が複数のコンソーシアムに加盟することは可能か。	同一事業者が複数のコンソーシアムに加盟して、複数事業を申請することは可能であり、また複数採択されることもあります。 なお、同一事業者が複数事業に関与する場合は、重複する費用の計上にご注意ください。 他事業の補助対象経費と重複していないことを示すエビデンスや合理的な配分の説明ができる場合のみ補助対象になります。データ利用料についても、費用の重複がないようにご注意ください。	2025.4.24
02-03	2025.4.21	公募説明会	データ利用会員	個データ活用に向けて、認定協会の利用会員B1となるための第三者認証には時間がかかると認識している。 本事業に申請する時点では第三者認証が得られていない場合においても、個データ活用支援事業への採択の可能性はあるか。	公募要領P.7（5）補助対象事業者の要件 ① 2） 「認定協会のデータ利用会員登録を行う予定のもの」に該当する場合は採択される可能性があります。	2025.4.24
02-04	2025.4.21	公募説明会	データ利用会員	個データ利用が可能な利用会員B1となっていれば、本事業への申請は可能と考えてよいか	既に利用会員B1であれば申請可能です。 ただし、既会員の年会費は補助対象経費とはなりません。	2025.4.24
3.交付要件						
03-01	2025.4.15	お問い合わせ フォーム	情報公開	事業成果(分析結果等)は、機構に還元・報告することが必須だと思うが、公に不特定多数の事業者に対しても公開されるのか。 事業のノウハウが不特定多数に可視化される可能性があるか確認したい。	成果報告の主たる目的は、補助金を通じて実施された事業が実際に行われ、事業例が蓄積・可視化されることで、事業の規模が拡大していくこととなります。したがって、成果報告に関連する情報については好事例集等の形で第三者に向けても広く公開します。 ただし、補助事業の中で得られたノウハウや本事業以前に培ってきた業務遂行のノウハウについては、第三者に開示・公表することを求めることは想定しておりません。 また、成果報告の過程において、補助事業の中で得られた知見・課題をクローズドな情報として国に共有をお願いする可能性はあり、共有いただいた情報を仮に公表する場合には、個別に可否の確認をさせていただきます。	2025.4.24
4.補助率・補助金額						
04-01	2025.4.4	お問い合わせ フォーム	申請者区分	補助率及び補助上限に関する表(公募要領p.10)において、申請者欄の「その他（学術機関、自治体等）」について、対象機関を詳細に伺いたい。	「その他（学術機関、自治体等）」の対象については、国立研究開発法人、国立・公立・私立大学、一般財団法人、一般社団法人、地方公共団体を想定しております。（一般財団法人、一般社団法人については、公益財団法人、公益社団法人を含みます。）	2025.4.24

令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
5.補助対象経費						
05-01	2025.4.14	お問い合わせ フォーム	事業費	2024年度分の電力データは既に発注済みであり、2025年5月データ受領、2025年6-7月請求、支払いを行う予定である。この場合、電力データ利用料金は補助対象経費として申請可能か。	補助対象経費とはなりません。 補助対象経費と認められるものは、“交付決定後に発注”いただいた費用になります。	2025.4.24
05-02	2025.4.14	お問い合わせ フォーム	事業費	2025年度分の電力データについて、2026年2月に発注を行い、2026年6月に請求、支払いを行う予定の場合、2025年度分データ（～2026/3使用量まで）については補助金の対象として申請可能か。 事業期間は、交付決定日から令和8年(2026年)2月28日であるため、2月末までに発注が完了していればよいのか、支払いまで完了しなければならないか確認したい。	経済産業省の補助事業事務処理マニュアル[R4.6](p.4)と同様の下図を参照ください。 【※1補助事業における期達の補助対象可否判断例】  今回のお問い合わせは、上図の上から4番目のケースになると思います。 (2026年2月発注 ⇒ 補助事業期間終了2026年2月28日 ⇒支払 2026年6月) 補助対象経費として認められるのは、上図の上から2番目のように交付決定後に発注がなされ、事業完了までに支払が完了されている費用になります。 即ち、交付決定されてから事業が開始されて、事業期間内(令和8年(2026年)2月28日まで)に事業が完了し、支払も完了した部分が補助対象経費として認められます。 尚、上図の上から2番目で見積が交付決定前に実施されておりますが、これは公募申請にあたっての申請金額を正しく算出してもらうためのものであり、発注はされていないので問題ございません。 尚、本件はお問い合わせいただいたケースでの電力データの購入費用分については補助金の対象にはならないというだけであり、事業全体を否定するものではありません。 公募要領p.11の表において、今回のケースでは、Ⅱ. 事業費—電力データ利用料が補助金の対象外にはなるが、それ以外にかかる費用は上図に合致する範囲において、補助対象経費として申請することが可能です。	2025.4.24
05-03	2025.4.14	お問い合わせ フォーム	事業費	補助対象経費として「一般管理費・間接経費」の計上は可能か。可能な場合は、何パーセントの計上までが認められるか。	公募要領(9)補助対象経費(p.11)に記載されている費目のみ対象としております。一般管理費・間接経費は対象外となります。	2025.4.24
05-04	2025.4.21	公募説明会	事業費	新規システム開発において、システム全体の一部分で個データを利活用しようと検討している。 この場合、システム全体にかかる経費が補助対象となるか。又は個データ利活用に関する部分の開発費等のみが補助対象となるか。	補助対象経費は、個データ利活用に関する部分の開発費等のみとなります。 システムの全体像はわかりませんが、本事業趣旨の範囲外の開発等については、補助対象とはなりません。	2025.4.24
05-05	2025.4.21	公募説明会	外注費	外注費について、補助対象経費に対する比率の上限があるか。	外注費についての上限は設けておりませんが、申請主体の役割分担やコストの妥当性については個別に確認いたします。	2025.4.24
05-06	2025.4.21	公募説明会	外注費	個データ活用において、アンケートや個人同意を外注する場合の費用は、外注費でよいのか。	外注費となります。	2025.4.24
05-07	2025.4.21	公募説明会	外注費	同一事業者が複数の事業者から業務を受注することは可能か。 例 事業①：自治体A→民間会社X 事業②：民間会社A→民間会社X	同一事業者が複数の事業に関し受託することは可能です。 ただし、重複する費用の計上にご注意ください。 他事業の補助対象経費と重複していないことを示すエビデンスや合理的な配分の説明ができる場合のみ補助対象になりえます。データ利用料についても、費用の重複がないようにご注意ください。	2025.4.24

令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
05-08	2025.4.21	公募説明会	第三者認証	個データ利用のために必要なセキュリティマネジメントシステム、個人情報保護マネジメントシステムの取得費用については補助対象外とのことですが、取得のためのコンサル費用が発生した場合も、III委託、外注費などに含められないということでしょうか。	セキュリティマネジメントシステム等取得のためのコンサル費用も取得費用と同様に補助対象外としています。	2025.4.24
05-09	2025.4.21	公募説明会	認定協会	認定協会の年会費について、既に年度末に一括で支払い済みの場合は、補助対象外の認識でよいのか。	交付決定前に支払われた費用は補助対象外としています。	2025.4.24
05-10	2025.4.21	公募説明会	計算方法 算出根拠	費用の算出根拠は見積書が必要か。必要な場合は概算見積でもよいのか。	確度の高い算出根拠とするために、可能な限り見積取得（概算見積も可）の取得をお願いします。	2025.4.24
05-11	2025.4.21	公募説明会	計算方法 算出根拠	外注費は相見積もりが必要か。相見積もりを取らない場合の選定理由書(経産省の補助事業事務処理マニュアル)はどのような内容が必要か。	基本的には相見積もりを取得し、最安値採用が前提です。 相見積もり取得不可や最安値採用不可の場合などは、選定理由書の作成・提出をお願いいたします。	2025.4.24
05-12	2025.4.23	お問い合わせ フォーム	計算方法 算出根拠	人件費の計算方法はどのように考えればよいのか。	人件費については、事務処理マニュアル(p.10-17)をご確認いただき、【手法2.健保等級単価計算】を参考にし、事業の人員体制に基づいた具体的な計算による計上をお願いします。	2025.4.24
6.申請方法・申請書類						
06-01	2025.4.7	お問い合わせ フォーム	申請方法	G.bizIDは、自治体による申請においても必要という認識でよいのか。	自治体においても、事前にG.bizIDの取得をお願いいたします。	2025.4.24
7.事業スケジュール						
07-01	2025.4.21	公募説明会	事業期間	補助対象の期間について指定はあるか。いつから発生する経費が補助対象か確認したい。	交付決定日以降に発注し、事業期間内に支払われる費用が対象です。	2025.4.24
8.補助事業の開始・遂行						
08-01	2025.4.21	お問い合わせ フォーム	計画変更	開発や実証期間が想定よりも早期に終了し、商用開始を早めたい場合はどうすればよいのか。	まず、事業計画の変更に関して、交付規程第11条（計画変更の承認等）に基づく手続きを行ってください。 次に、商用開始を早めることに関しては問題はありませんが、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に収益が生じたときは、交付規程31条（補助金の収益納付）に基づき、収益状況報告書を提出してください。 確定額の合計を上限として返却が求められることとなります。	2025.4.24
08-02	2025.4.21	公募説明会	計画変更	費目単位で上下があった場合、総額において予算を超えなければよいのか。 例：外注費増加、人件費減少があるが、費目間流用で総額を越えない	総額が変わらない場合においても、各区分の流用については、計画変更が必要な場合があります（交付規程第11条参照）。尚、同条（2）のとおり、各区分(人件費、事業費、委託・外注費)の流元、流用先のいずれか低い額の10%以内の流用増減がある場合は計画変更が必要ありません。	2025.4.24
08-03	2025.4.21	公募説明会	定期報告	「中間報告（中間検査）」は不要で、最終の「実績報告書」のみ必要という理解でよいのか。もし、中間/定期報告が必要である場合、各タイミング（時期）と報告に含む必要のある内容について伺いたい。	中間報告は必要としており、詳細は事務通知説明会にてご説明いたします。	2025.4.24
9.補助事業の完了～補助金支払						
09-01	2025.4.21	公募説明会	確定検査	プロジェクト完了時に計画時の予算から差が生じたときはどのような扱いになるか。（下振れ時、上振れ時）	交付決定通知書記載の交付決定額が当該事業の予算上限となりますので、下振れはあり得るが上振れすることはできません。尚、補助事業終了後の確定検査を経て、補助金額を確定します。	2025.4.24

令和6年度補正再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（電力データ活用支援等事業）

FAQ

No	受理日	受付元	項目	内容	回答	更新日
10.付帯事項						
10-01	2025.4.15	お問い合わせ フォーム	収益納付	エネルギーシステムの高度化に資する事業であれば、自社の利益になるような事業であっても採択されうることによりか。	採択される可能性はございます。また、民間法人が補助事業を通じて新しいビジネスモデルを構築し、そのモデルで利益を上げることは認められます。 一方で、交付規程に記載されているとおり、補助を受けて取得した財産による収益に対して、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内は確定額の合計を上限として返却が求められうることとなります。	2025.4.24
10-02	2025.4.21	公募説明会	取得財産の管理	補助事業の実施に必要な設備・機器・システム等を、補助を活用して購入した場合、補助終了後もこれらの設備等を活用し続けてもよいか。 例：取得した標準統計データを補助期間終了後も分析に活用	購入物については、法定耐用年数内に目的外利用(売却・処分含む)をすることはできません。 取得財産の管理については、交付規程第24条、25条を参照ください。 補助期間終了後の活用については、本事業の内容に沿った形で使用しつづけていただくことは可能です。	2025.4.24
11.電力データ関連						
11-01	2025.4.9	お問い合わせ フォーム	データ関連	利用できるデータは、あくまでも過去のデータとして共有いただけるということによりか。それとも、事業期間中のリアルタイムのデータを取得可能ということか。	お手数ですが、利用データに関しては（一社）電力データ管理協会殿にご確認ください。	2025.4.24
11-02	2025.4.21	お問い合わせ フォーム	データ関連	統計データの詳細情報、オーダーメイド統計データの元となるデータの詳細を伺いたい。	お手数ですが、利用データに関しては（一社）電力データ管理協会殿にご確認ください。	2025.4.24